

クロップス (駅北部再開発ビル)

仙台市による750億円のビル建設問題を問う



仙台市民オンブズマン

河村直人

クロップス (アエル) とは、通称X橋の南側に建設中のビルのことです。このビルは仙

台市が建設し、分譲する再開発ビルです。当初、仙台市は事務所部分と店舗部分をそれぞれ一括して大手の不動産業者に分譲する計画を立てましたが買い手はつきませんでした。そこで次に、事務所部分については、ワンフロアづつの分譲に変更しました。これによりやっと2社が決まりました。しかしその他は買い手が見つらず、今度は賃貸にすることにしました。分譲した場合は、投下した資金はビル完成までに回収されますが、賃貸にすることは市民の税金を投入することになります。ビル全体を(株)クロップスという会社を設立して一括賃貸管理委託をしましたが、賃貸条件変更の権限を有するこの会社の出資者、役員に入居を希望するものがあることが問題となっています。駐車場と展望レストランは、事務所フロアより安い価格で、商業施設運営会社の(株)アエルに譲渡されました。仙台市によれば、店舗部分の運営をまかせたところに譲渡することになっているからとのことです。(株)アエルも入居希望者と出資者等が重複しております。この様にビルの完成が近づくにつれて様々な問題が表面化してきました。ビルの賃貸が全部決まった場合でも、投下資金の回収

には28年という長い期間が必要になります。我々市民はこのビルの活用方法を含めて真剣に議論をする時期にきていると思われれます。6月20日にフォーラムを行いますので是非ご参加下さい。ご案内は12ページをご覧ください。

オンブズマン

No. 6 / 1997年 6月13日 (金)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

(事務局) 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内

TEL (022)227-9900
FAX (022)227-3267

県公共事業談合問題について



仙台市民オンブズマン
税理士

日出雄平

地方自治体の公共事業に係る談合問題は、平成9年度の全国市民オンブズマン連絡会議での統一検討テーマの一つとして取り上げられ、4～5月にかけて全国でいっせいに調査が開始されました。宮城県については、資料の開示事情からとりあえず、平成7・8年度の公共事業入札結果（本庁主管工事を中心に工事額1.5億円以上、農政の平成8年のみ2億円以上）を調査致しました。その集計・結果については、以下の表の通りです。

この入札結果から、

- ① 2年間の入札回数合計345回のうち、1回目の入札で落札・確定しているのが実に251回、全体の72.7%に上る事
- ② 複数回の入札があったとしても、（2年間で94回）一回目の入札第一位の業者が最終的に落札している比率が複数入札回数の98.9%になっている

という事が判明致しました。

これらの結果は、入札参加業者が自治体の事業計画の進行状況や実施工事の予定価格等を知悉し、かつ、業者間での緊密な連絡と利害調整が事前にととのっていないれば起り得ない事だと言って

良いでしょう。

又、一方には工事の最低制限価格を下回った見積額を入札した場合、失格者が出るケースがあります。

宮城県は、本間前知事等によるゼネコン汚職の反省から平成6年2月に条件付き一般競争入札の制度等を導入して談合再発防止に努め、その結果、平成5・6年度に於いて入札失格者が生じている事が一部資料から明らかになりました。いわば、自由競争原理が多少なりとも働いた結果であり、極端な例として最高値と最低値で1億円離れたケースがありました。

しかしながら、平成7・8年度の調査資料では全くこのケースは見あたりませんでした。この事は、一時的に消えかかった「談合」が時間の経過とともに再構築され、以前に増して根を広げつつある状況が生まれていると考えられます。

又、入札に係る談合情報が県等に寄せられた場合、県の対応は入札参加者に対し(1)情報の様な談合の事実があるか？(2)なければ誓約書を提出していただきたい。という2項目だけの事情聴取書（はたしてこれが事情聴取なのか疑問）を作成し、公正取引委員会に回付するのみで、その後の結果について再チェックを実施しないという、全く形式に流れたお粗末なチェックシステムとなっている現状です。又、特に工事金額が大きい場合には、①共同企業体の構成方法、②積算に関する事項、

入 札 結 果 (1.5億円以上)

	平成7年度					平成8年度					計				
	入札回数	複数回	比率%	一位不動	比率%	入札回数	複数回	比率%	一位不動	比率%	入札回数	複数回	比率%	一位不動	比率%
土 木 部	121	26	21.5	26	100	130	39	30.0	39	100	251	65	25.9	65	100
農 政 部	47	7	14.9	7	100	19	8	42.1	8	100	66	15	22.7	15	100
水産林業部	15	7	46.7	6	85.7	13	7	53.8	7	100	28	14	50.0	13	92.9
計	183	40	21.9	39	97.5	162	54	33.3	54	100	345	94	27.2	93	98.9

③入札に関する事項、④参加社の談合情報に対する対応及び意見について、の4項目の調査を行っておりますが、これについても回答書を公正取引委員会に送付するのみで事後のチェックは全くされておりました。更にこの回答書については特に開示について問題がないと思われる①や④までが全面非開示（久しぶりの黒塗りです）の措置をとるなど、談合に関する県の対応の強い消極さが目立っております。

このような公共事業の実施状況を目の当たりにした時、私たちはこの談合問題を40兆円（平成8

年度概算、全国ベース）にも上る税金の使い道に関する市民の意見反映と監視のシステム構築への一つの切り口として認識し、その実態を解明していく必要があります。

今後、国、地方自治体、そして政治家によるいけば、官製事業が市民から遊離した世界で生成され、市民が気付いたときには手遅れという事を繰り返さない為にも、この問題追及を端緒として市民のコントロールがきかない現状のシステムを、市民の納得するものに変えていきたいと思っております。

サッチャー講演に1700万円余を投入 外郭団体問題にメス オンブズマン監査請求



仙台市民オンブズマン
弁護士

吉岡和弘

- 1 仙台市は、平成8年5月27日、仙台国際センター設立5周年記念行事として企画された「地球市民フォーラム」に英国元首相のマーガレット・サッチャー氏を招聘し講演会を開催するにあたり、同行事の業務を仙台市の外郭団体である財団法人仙台国際交流協会に委託し、同協会に対し業務委託料として歓迎レセプション費41万4000円、会場設営及び運営費31万1000円、講師招聘費1500万円、会場の確保費147万9000円、合計1720万4000円を支払っていました。
- 2 私たちは、余りに高額な講演費に疑問を抱き、同協会に関する資料の情報公開請求をしました。が、仙台市から公開された資料には1500万円もの招聘費の根拠を示す資料は全くなく、従ってまた、仙台市は同協会から支払われたとされるサッチャー氏への講演料や、再委託先である株式会社電通東北、植山事務所らへの仲介料等の内訳を全くチェックすることのないまま多額の金員を漫然と支出していたことが判明しました。

- 3 しかも、仙台市と同協会間に締結された本件業務委託契約書第4条では仙台市の書面による承諾がない限り同協会の委託業務を他に委託し又は請負わせてはならないと規定しているのに、同協会はこれに反して書面による承諾がないまま株式会社電通東北に業務を再委託していたのです。
- 4 さらに、仙台市は仙台国際センターの大ホール等の使用料はせいぜい15万円程度にすぎないことを十分に知っていたにもかかわらず、サッチャー講演に係る会場の確保費を147万円9000円とした同協会の見積りを漫然と看過又は黙認したのです。
- 5 そこで、オンブズマンは、97年4月18日、地方自治法第242条第1項に基づき、仙台市長等に対し、この違法不当な支出につき損害を補填させるなど必要な措置を講ずるよう住民監査請求を行い、同年5月2日には監査委員に対し意見陳述を行いました。その際、私たちは、本件で開示を求めているこれらの情報は外郭団体が保有さえすれば仙台市は保有しなくても良いというものではないという点を強調しました。
- 6 私たち民間人は、税金申告にあたり一つひとつの金員の支出につき、その裏付となる契約書や領収書等の書類を添付することを義務づけら

れております。まして自治体は多数の複雑な事象を処理しますし、その時々で担当者が移動したり、後日、議会の承認や住民からの問い合わせ等に対処して行かなければならない役割を担っている以上、なおのこと書面による裏付けなくしては公金の支出は有りえないはずで、また、今回の「地球市民フォーラム」という講演会は仙台市自らが企画し実行が可能なものでした。仮にどうしてもサッチャー氏を呼びたければ仙台市自らがサッチャー氏に講演依頼をすべきではないでしょうか。また、そもそも、仙台国際センターの5周年記念行事に1700万円余もの多額の公金を使用する必要性や合理性はあるのでしょうか。わずか1、2時間の講演で1700万円

というのでは余りに異常ではありませんか。これでは住民の血税を大切に使うという姿勢が全く欠如していると言われても仕方ありません。

7 今後、私たちオンブズマンは、本件事案を契機にして、今後、同協会だけではなく、仙台市に40以上もあるといわれる外郭団体の出鱈目の公金支出を追及しようと考えています。そのことが、更には、国の特殊法人も情報公開の対象機関にしていく端緒にもなるものと考えます。どうぞ、今後の推移を見守りご支援頂きたいと思えます。(尚、脱稿後の6月7日仙台市監査委員は私達の申立てを棄却する旨の決定書を送付してきました。)

食糧費返還訴訟の顛末



仙台市民オンブズマン
事務局次長
弁護士
内田正之

昨年12月18日提訴の第2次食糧費返還訴訟は、本年2月19日の臨時例会で取下げを決定し、間もなく取下げ手続きを終えた。

①食糧費を含む7項目の支出につき県が「^{しっかい}悉皆調査」を行い、その結果、提訴対象の食糧費ほぼ全部を含む約2億円の不正支出について、カラ出張の返還に続き、職員による返還を決めたこと②知事が不正支出は職員個人の責任が問われる問題であると明言したこと③今般会計検査院が飲食提供等を受けるのを厳禁する内部規律を新設したこ

と、などから提訴目的を達成したと判断したためである。

1995年2月、タイアップとの新年会当日の衝撃的な「食糧費カラ疑惑」発生からちょうど2年、若干の感慨を禁じ得ない。

感慨の第1は、市民オンブズマン活動の全国展開のきっかけとなったのが、宮城県の食糧費問題だったことである。私たちは、全国連絡会議を発足させたが、この連絡会議の組織等を活かした最初の活動が一昨年4月25日の食糧費文書全国一斉情報公開請求だった。今や市民オンブズマン組織がない県を見つけるのが難しいほどである。

第2は、情報公開の裁判上、相手方出席者名を含む全面公開という歴史的な判決を食糧費文書の裁判で勝ち得たことである。この判決は、その後

の各地の同様の訴訟の判決にも好影響を与えた。第2次食糧費返還訴訟提訴に際し、情報公開にブレーキとなるとの意見が行政サイドからあったが、その後の流れを見る限りは右意見は杞憂である。情報公開は与えられるものではなく、勝ち取るものであることをその後の流れは証明している。

第3は、この問題をきっかけとして、宮城県では監査委員制度の運用改善がなされた点である。現在、2名の識見委員はいずれも民間から登用されている。最近、外部監査導入等を内容とした地方自治法の改正がなされたが、私たちの活動が聊かなりとも影響を与えたはずである。

感慨の最後は、2年日にして、「悪しき慣習」の言葉に代表される組織の病理現象の面だけでなく、職員個人の責任の明確化も重要との意識改革が自覚されてきた点である。

しかし、感慨に耽^{ふけ}ってばかりもいられない。というのも、第2次食糧費返還訴訟に対し、「どこの世界に飲み食い^{はばか}に誘われて後で代金を返せと言われるバカな話がある」と地域紙で公言して憚らない昨年まで宮城県の部長で出向していた中央官僚もいたからである。誘ったのも、誘われたのも公務員、費用も公金、しかも飲食店はバーという前提での返還請求であることは百も承知のはずだが、公金を預かり、使うことの意味を彼はまるでわかっていないのではないか。仰天^{ぎょうてん}することに、その彼が官を辞し、今度の宮城県知事選に立候補するという。それなりに県内とりわけ県庁内に支持者があつてのことであろう。彼が当選するか否かはともかく、「個人責任の明確化」の道はほど遠そうである。

全国市民オンブズマン連絡会議

第4回大会を福岡で開催 7月20日～21日



仙台市民オンブズマン
事務局長

庫山恒輔

1997年の全国市民オンブズマン連絡会議の活動は、情報公開ランキングづくりから始

まった。1月3日に第1回判定委員会を開くというのだから、この団体はおそろしい。例によって集計作業を担当させられたのは仙台市民オンブズマン。正月返上で作業に当たることになった。2月1日の幹事会まで、全国事務局および各地のオンブズマンとのやりとりの末、ようやくデータがまとまり、何とか2月3日の発表にこぎつけた。

このランキングは、全国的に大きな注目を浴びたが、それにもましてわれわれが深い関心を寄せざるを得なかったのは宮城県の順位。上位に入るとは思っていたが、トップになるかどうかは予断を許さず、直接関係はないはずなのに、なぜかやきもきさせられた。

さて6月～7月は全国大会準備の時期。今年で4回目を迎える全国大会は、7月20日～21日の日

程で福岡で開かれる。福岡といえば、ダントツの60億という公金不正支出が明るみに出た県。オンブズマンに対する県民の関心も高い。それに九州各県のオンブズマンもネットワークをつくり積極的に後押ししている。大きく盛り上がることはまちがいない。

大会は全体のテーマとして、談合問題、議会の情報公開・議員の海外研修を論議するが、今大会の最大の特色は分科会の設定。年々増える参加者の多くが論議に参加できるように設けられるものだ。

設定される分科会は4つ。(1)情報公開請求の進め方、勝ち方(2)談合の追及～分析の仕方、各地の特徴の報告、入札制度を考える～(3)官官接待、カラ出張、不正支出をどうするか(4)市民オンブズマンの活動～各地の運動の進め方、市町村オンブズマンと条例制定運動など。

今年も仙台からは昨年の16名を上回る人が参加する予定。大会終了後の21日午後～22日には唐津方面への“遊び”も日程に組み込まれる。参加ご希望の方は事務局までお問い合わせください。

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク



仙台市民オンブズマン
副代表
弁護士
佐川 房子

1997年4月29日、福島市の杉妻会館で北海道・東北市民オンブズマンネットワークの

会合が開かれました。仙台からは、小野寺信一、庫山恒輔、河村直人各氏と私が参加しました。

会議は、まず、北海道・東北各地の活動状況や現在抱えている問題について報告があり、次いで、3月9日の山形会議での決定事項（山形県、福島県等の職員が他県に実際に出張したかについての弁護士照会手続）の履行状況について報告がありました。

続いて、各県のカラ出張、公務上必要のない出張等の監査請求の結果はどうであったか、監査請求後の住民訴訟、弁護士団体等についての話し合いが行われました。この住民訴訟については、新潟市民オンブズマンからなされた「カラ出張住民訴訟」の報告が法律的問題点を指摘したもので、

とても勉強になりました。

ところで、カラ出張の訴訟において最大の難問は、膨大なカラ出張をどうやって立証するかということになります。新潟県では出勤整理簿や時間外勤務命令簿を情報公開訴訟で開示させるということですが、とにかく対象を絞って短期間に決着をつけることが大切なのだということを痛感しました。

その他各県からの報告で印象に残ったのは、北海道の情報公開条例の改正に関して、札幌市民オンブズマンが「条例案」（運用基準も含めて）を発表していることや、岩手県のオンブズマンが、やはり情報公開条例について、各市町村に条例制定の予定があるか等についてアンケートをとり、モデル条例案作りに取り組んでいるということなどでした。

今回は、新潟の他に栃木県からも参加があり、初夏のような暑さのなかで、熱心な討議が行われ、ちょっと時間不足のような気もいたしました。

そして、午後5時半から懇親会が行われ、6月15日の札幌での再会を約して散会しました。

全国市民オンブズマンNETWORK 第2号発行



仙台市民オンブズマン
タイアップグループ

せと かつえ

全国を相手にしたNETWORKの編集作業は、大かたの人が「やれやれ今日の仕事

もやっと一区切りついた」という頃からはじまる。その結果、真夜中の文通と電話のやりとり。こうして出来上がった第2号の特集は、もちろん『第一回全国情報公開度ランキング』。そもそものい

きさつや点検方法・項目・採点・調査結果のあらましなどを詳しく記述した上で、各県市民オンブズマンの感想なども加えた。内容が充実し、好評のようです。



議会・警察情報公開裁判



仙台市民オンブズマン
弁護士
坂野 智 憲

第1、仙台地裁平成8年（行ウ）第7号非開示処分取消請求事件

仙台市が市議会議員及び議会事務局職員の出張に関する資料等を非開示としたため、仙台市民オンブズマンは平成8年7月23日仙台地裁に右処分の取消を求めて提訴した。仙台市は、情報公開条例上議会は、「実施機関」とされていないので、議会事務局職員が作成、取得した文書は開示請求の対象とならない、開示すれば議会との信頼関係が損なわれる等と主張している。オンブズマン側は市議会議長を証人として申請すると共に、市議会に対し、訴訟の対象となっている各文書の公開について賛成か否か等について調査囑託するよ

う裁判所に申請し、裁判所はこれを認めた。右調査囑託に対する市議会議長の回答は、全文書について公開には反対であり、開示に同意する意思はないというものであった。次に市議会議長の証人申請については、前回の期日において裁判所が採用しようとしたところ、仙台市の代理人から、強硬な反対がなされ、結局採否は次回まで留保することとなった。

第2、仙台地裁平成8年（行ウ）第8号、30号非開示処分取消請求事件

宮城県が県議会の出張に関する資料、県警本部の食糧費に関する資料等を非開示処分としたため、その処分取消を求めて提訴した。宮城県は、県議会や県警本部は情報公開条例上実施機関とされていないこと、公開することによって将来の同種事務事業に支障を来すことなどを理由に開示を拒んでいる。本件でも県議会議長の証人申請と県議会に対する調査囑託の申立をしている。

大年寺山・青葉山裁判報告



仙台市民オンブズマン
弁護士
小野 寺 信 一

環状公園用地の不当高値買収をめぐるこの二つの住民訴訟は今、結節点を迎えようとして

している。関係職員を被告とする大年寺山の職員ルートでは、6月3日に売主の会社社長の尋問が行われた。社長はこれまで、90年5月の市の説明会に出席するまで買収計画は知らなかったと供述していたが、この日の尋問で会社が買収する前の88年11月に茂ヶ崎荘で開かれた説明会に「出席していたことがある」と答え、市の買収計画を知っ

た上で用地を取得した疑いが濃厚となった。一方売主2社を被告とする大年寺山の業者ルートは、9割方の証拠調べを終了し、売主に土地を売った前所有者の尋問を残すのみとなった。業者ルートは早ければ今年中に結審の予定である。

青葉山裁判は、著名な弁護士兼不動産鑑定士の澤野順彦氏に破格の廉価で鑑定を引き受けていたが、原告の主張する価格がほぼ妥当（ということは市の買収金額が不当）との鑑定結果を裁判所に提出することができた。澤野氏の尋問は7月7日に行われることになっている。

大年寺山・青葉山裁判の目的は、不当高値買収劇の楽屋裏を公開し、仙台市の被った損害の回復をはかることが主目的であるが、こうしたことを

二度と繰り返させないための再発防止策も私たちの関心事である。責任の明確化と再発防止策とい

う二つの目標を同時達成させるため、今一息と弁護団決意を新たにしている。

監査委員事務局職員時間外勤務命令簿についての 情報公開審査会の答申



仙台市民オンブズマン
弁護士

齋藤 拓生

県情報公開審査会は、5月19日、監査委員事務局職員時間外勤務命令簿の職員の氏名について、オンブズマンの異議申立を認め、公開すべきであるとの答申を行いました。

時間外勤務等は、公務の遂行として行われ、それに対して、税金が支払われるのですから、およそ個人のプライバシーが問題となる余地はありませんので、当然の答申です。

ただし、審査会が公開を認めた理由づけには大きな問題があります。すなわち、審査会は、時間外勤務命令簿の職員の氏名は、非公開とすることができる個人情報ではあるが、県職員の氏名は、職員録で公表されており、例外的に、公開が了承されている情報であるという考え方をとっています。しかし、そのような理由づけでは、職員録の公表が中止された場合、公開する必要はないとの不当な結論にもなりかねません。

公務遂行に従事した県職員の氏名は、そもそも非公開とすることができる個人情報には該当しないと考えるべきであり、判例の主流はそのようなものとなっています。

回文コーナ

「昭和・平成の回文士」

ほう ほう ほう ほう
法 曹 爽 歩

「竹やぶ焼けた」のように、上下どちらから読んでも同じ文章を回文（廻文）という。「人権認識新任検事」や「医学病み葉書」などと作って遊ぶ。「若さの佐川」「徹夜でやって」のように濁点（半濁点）や撥音便程度の食い違いは回文として許される。



江戸時代には、和歌・狂歌、俳句・川柳の回文を作る専門家が現れた。現仙台市収入役の東海林恒英氏編著「廻文師仙代庵」によると、幕末の仙人・仙代庵は、生涯に1,000を越える回文を作ったという。

「廻文師仙代庵」の本に触発され、私も自作の回文を本にしてみた。それが「昭和・平成の回文士」である。法曹爽歩はそれ自体回文のペンネームである。本名は内田正之である。自作の回文和歌・狂歌を一つずつ紹介する。

回文和歌：透る葉のどこか優しき 若菜かな 川
岸清か 古都の春音
回文狂歌：肌がいい 若嫁頼む その顔が？ 望む
のダメよ 可愛い方は

我こそはという方、同好の士となりませんか。

元ワシントンポスト コラムニストと懇談

仙台市民オンブズマンタイアップグループ
せ と かつえ

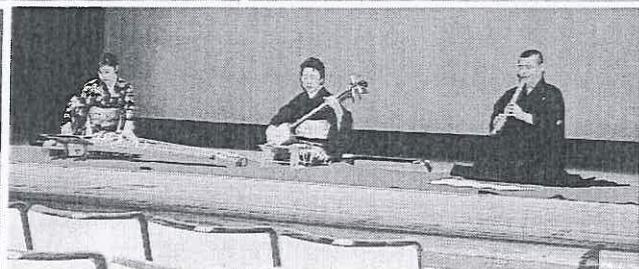
ワシントンポスト紙の東京支局特派員として1972年から1975年まで在日していた元ワシントンポストコラムニストのMr. ドン・オーバードファーが3月1日に来日。11日間にわたり、主に政治経済を通して日本の事情を取材した。その中、なんと、この宮城県にも足をのぼした。目的は情報公開度日本一の宮城県。3月6日に宮城県入りし、翌7日、宮城県知事や仙台市長、商工会議所会頭等と会談し、仙台市民オンブズマンとは自治研で3時から約2時間の懇談。質問内容も仙台市民オンブズマンの成り立ちからはじまり、財源、メンバーの構成、業績と結果、地元新聞社のサポートのあるなし等々。さすが米国記者クラブや大学の研究機関等から数々の名誉ある賞を受賞しているだけに綿密な取材をするのだと感心させられた。そして最後に気になる言葉を残して去った。『70年代、日本人達は自分の生活に直接かわりが必要なら立ち上がらなかった。今、日本の一般市民は変わったのか？』





オンブズマン支援コンサート まずまズの成功

仙台市民オンブズマン・弁護士 高橋輝雄



タイアップグループの主催による、仙台市民オンブズマン支援コンサートが、去る4月18日夜、仙台市民会館小ホールで開催された。題して「邦楽とジャズの夕べ」。前半が邦楽、後半がジャズの順で行われた。

邦楽は、普代明暗尺八の会・生田流正派福田雅楽典社中及び白萩の会に所属のメンバーによる尺八・琴・三弦の独奏、合奏などであった。我々には普段から聞き慣れない音色だけに、かえって興味をそそられ皆真剣に聞き入っていた。ジャズの方も、素人対象を意識されてか親しみやすい曲目

が選ばれており、気軽に楽しく聞くことができた。吉田旺弘先生には相変わらずの名司会振り。ありがとうございました。

入場券はそこそこに売れたが（ということは支援の目的は相応達した）、急な雨も重なり当日の入りは今ひとつ。今後の反省材料である。「えっ、またやるの?」と言う勿れ。実行委員の一人としては大成功を見ずして撤退する気にはなれないのだ。

最後に、裏方の実力者三戸部さん、河村さん、そして金担当の三塚さん。本当に御苦労様でした。

「仙台市民オンブズマン」の活動

96.12. 18 ~ 97. 6. 13

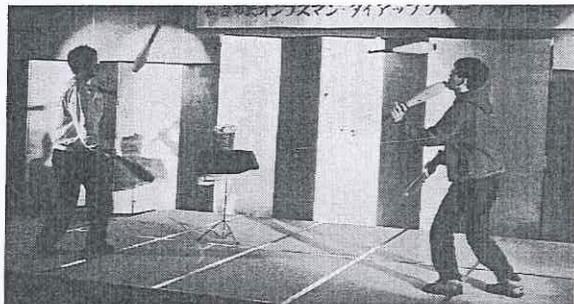
1996

- 12. 18 オンブズマン・タイアップグループ新年会打合せ
- 25 古川土木事務所等4土木事務所非常勤調べ開示(平成6、7年度)
- 〃 オンブズマン役員会
- 26 県議会・県警総務室食糧費情報公開訴訟提訴
- 〃 オンブズマン12月例会

1997

- 1. 3 全国市民オンブズマン連絡会議情報公開度判定委員会
- 7 オンブズマン支援コンサート実行委員会
- 8 議会食糧費等情報公開訴訟検討会
- 13 福島オンブズマン支援グループとの打合せ
- 15 薬害オンブズマン設立準備会
- 17 議会等情報公開訴訟(仙台市)公判
- 〃 県政調査費(平成3~7年度)、仙台、仙台東土木事務所旅費等(平成6、7年度2、3月分)一部開示
- 21 大年寺山(対職員)公判
- 〃 タイアップグループ役員会
- 24 オンブズマン役員会
- 25 オンブズマン北海道・東北ネットワーク例会
- 〃 オンブズマン1月例会
- 〃 オンブズマン・タイアップグループ合同新年会

- 1. 26 情報公開ランキング判定委員会
- 27 大年寺山(対業者)公判
- 31 青葉山現地調査
- 〃 県広報課等12課懇談会出席者名簿等(平成5年度)開示
- 2. 1 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会
- 3 情報公開ランキング発表
- 4 公金不正支出110番について記者会見
- 7 オンブズマン臨時会
- 8 公金不正支出110番
- 10 県議会等情報公開訴訟公判
- 〃 クロップス検討会
- 13 「住民と自治」公金不正支出座談会
- 14 県食糧費等不正支出についての調査結果発表
- 17 福島・岩手カラ出張住民監査請求
- 18 県議会等情報公開訴訟公判
- 〃 山形カラ出張住民監査請求
- 19 オンブズマン臨時会、提訴取り下げについての記者会見
- 22 「行政のあり方と橋本『行革』を問う東北学習交流会」講演
- 24 オンブズマン役員会・2月例会
- 27 横手・平鹿地域労連春闘学習会
- 3. 1 かながわ市民オンブズマン発足総会
- 3 南方町職員組合講演会



- 3. 4 大年寺山(対職員) 公判
- 〃 オンブズマン支援コンサート案内状発送作業
- 6 オンブズマン出版企画委員会
- 7 議会情報公開訴訟公判(仙台市)
- 〃 元ワシントンポストコラムニスト ドン・オーバードーファー氏との懇談

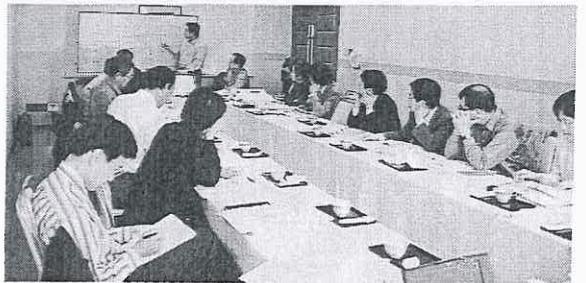
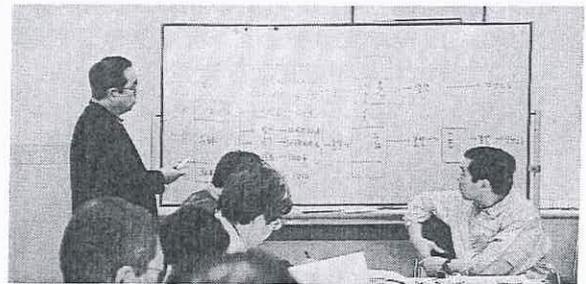


- 9 オンブズマン北海道・東北ネットワーク例会
- 10 大年寺山(対業者) 公判
- 12 青葉山不動産鑑定書、チャイコフスキーコンクール関係文書開示請求
- 〃 山形住民監査請求意見陳述
- 14 相馬市佐藤氏らオンブズマンの件で来所
- 〃 福島住民監査請求意見陳述
- 17 県議会・県警情報公開訴訟公判
- 20 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会
- 21 カラ出張住民監査請求意見陳述(岩手)
- 〃 出版についての検討(オンブズマン)
- 24 オンブズマン役員会・3月例会
- 〃 青葉山公判
- 27 クロップスについての申し入れ
- 〃 情報公開弁護団会議
- 31 情報公開について仙台市議会議長への要請
- 〃 入札についての調査
- 4. 3 クロップスについての検討会
- 4 チャイコフスキーコンクール関係文書開示
- 〃 仙台空港ビル(株) 開示請求
- 〃 オンブズマン支援コンサート打ち合せ
- 5 タイアップグループハガキ通信発送
- 7 談合問題全国一斉開示請求・入札調書調査
- 8 入札調書コピー取得
- 9 クロップス打ち合せ
- 15 オンブズマン役員会・4月例会
- 18 議会情報公開公判(仙台市)
- 〃 地球市民フォーラム住民監査請求
- 〃 オンブズマン支援コンサート
- 19 日弁連シンポ「そのカネは私のもの」
- 22 大年寺山(対職員) 公判
- 〃 出版についての検討(オンブズマン)
- 23 クロップスについての再質問書提出
- 〃 情報公開アンケート発送
- 24 水道メーター契約書等開示
- 25 県会議員海外視察一斉公開請求
- 26 熊本オンブズマン情報公開シンポ
- 28 市民ネットワーク編集集労会
- 29 オンブズマン北海道・東北ネットワーク例会
- 30 クロップスについての回答
- 5. 1 談合情報開示
- 2 地球市民フォーラム監査請求意見陳述
- 〃 クロップスについての検討
- 7 青葉山ゴルフ場開示請求

- 5. 〃 クロップス再質問書提出
- 〃 入札調書調査
- 8 〃
- 10 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会
- 13 「昭和、平成の回文士」出版記念会



- 15 水道メーター購入文書開示
- 16 空港ビル(株) 関係文書一部開示
- 19 大年寺山(対業者) 公判
- 〃 時間外勤務命令簿異議申立についての答申提出、記者会見
- 〃 クロップス検討会
- 20 出版についての打ち合せ
- 22 みちのく経営懇話会
- 23 クロップスの件で仙台市から聴取
- 25 オンブズマン合宿例会



- 27 議会等情報公開(対市、対県) 公判
- 28 オンブズマン会報編集等打ち合せ
- 〃 県議会議員海外旅行情報公開拒否回答
- 29 青葉山ゴルフ場非開示決定
- 6. 3 大年寺山(対職員) 公判
- 〃 談合・公共事業問題検討会
- 5 会報わり付作業
- 〃 クロップス検討会
- 6 オンブズマン役員会
- 〃 タイアップグループハガキ通信発送
- 〃 情報公開アンケート集計作業
- 9 札幌弁護士と情報公開制度について意見交換
- 10 情報公開弁護団会議
- 11 オンブズマンフォーラム2 打ち合せ
- 13 入札調書開示(県・平成5年度、平成6年4・5月)
- 〃 会報「オンブズマン」No.6 発行、発送作業

タイアップグループからご報告

「遊び心はお元気ですか？」

タイアップグループ会長 伊藤 智恵



今年は梅雨入りが早いとか。寒々とした空の憂鬱さをはねとまず、ホットな会報をお届けします。

まず、タイアップグループ第3期後半の活動の、楽しいところをピックアップしてご報告しましょう。1月25日にオンブズマン北海道・東北ネットワーク例

会・仙台市民オンブズマン1月例会に引き続き、「オンブズマン・タイアップグループ合同新年会」が華やかに行われました。いつも“しっかり議論した後は楽しく飲み会”がモットーのオンブズマンとタイアップ。多くの会員の参加をいただき、十河弘弁護士の模範演技を伴った名司会のもと、東北大学奇術部のマジックショーで感嘆し、真野修治郎グループのジャズに聴き惚れ、恒例のピンゴゲームで歓声を上げ、粉雪の降り積もる寒〜い夜でしたが、熱帯夜のようなひとときでした。(ご提案その1；オンブズマンとの飲み会は楽しいですよ。これを逃す手はないですよ！次回のチャンスは総会後の懇親会です。)

4月18日には「仙台市民オンブズマン支援・邦楽とジャズの夕べ」を、次の問題に取り組むための資金を支援するという趣旨で開催しました。一見ミスマッチのような異色の組み合わせが、なんと心地好いものかを実感していただけたものと思います。あいにくの雨模様でしたが、かえって魂が浮遊するような音の世界に

浸ることができた、すてきな金曜日の夜でした。参加しただけなかつた方は、高橋輝雄弁護士の詳しいご報告から、ご想像下さい。(ご提案その2；その場にいなければ味わえない感動もあります。催しに参加すると、確実にその一体感が得られます！)

ところで、この頃仙台市民オンブズマンの活動は停滞しているのではないかという誤解をされていませんか？確かに、食糧費・旅費問題の追及をしていた昨年よりも、マスコミに登場する機会は減ってはいますが、たくさん、もつと大きな問題に向けて地道な活動を続けていることが、本会報をご覧いただきおわかりいただけるものと思います。オンブズマン活動は単発で終わるものではありません。行政の腐敗部位は、際限なくあります。次々とそれを暴き、ウミを出し切るために、近々大ブレイクします。その第1段として来たる6月20日に「オンブズマン・フォーラム2」を開催します。クローズド問題を題材に、仙台市の開発行政の問題点を、会員はじめ市民の皆様と徹底的に討論する機会です。第1回フォーラム以上に白熱した討論ができるよう、企画されています。ぜひご参加下さい。(ご提案その3；手紙よりも、電話よりも、インターネットよりも、直接対面して討論するほうがずっとずっと楽しいはず。思いも伝わります。貴方の意見を聞かせて下さい！)

このように、“遊び心”を大切にしながら、今期も過ごしてまいりました。来期ももつとエキサイティングな活動が展開されるはず。元気な“遊び心”をお持ちの会員の皆様ですから、これからもなお一層ご支援ご協力下さるものと、信じております。

オンブズマン・タイアップグループ総会のご案内

とき 7月5日(出) ところ ホテル白萩
 仙台市青葉区錦町2-2-19 例 265-3411
 日程 13:30~15:30 オンブズマン総会(通常例会)
 (会員は傍聴できます)
 15:30~16:30 タイアップグループ総会
 17:00~19:00 懇親会 会費7,000円(当日徴収)

オンブズマン・フォーラム2のご案内

「徹底討論・クローズド
 -仙台市による750億円のビル建設を問う-」

とき 6月20日(金) 18:30~20:30
 ところ 仙台市シルバーセンター1階・交流ホール
 参加費 無料!

仙台市民オンブズマン支援・邦楽とジャズの夕べ 会計報告

収入 チケット	674,000円	残金	252,170円を仙台市民オンブズマンに支援金として拠出しました。
募 金	42,000円		
支出	463,830円		

〈会費納入先〉

七十七銀行本店(普通) 6530010
 郵便局振込 02290-6-8050
 仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- | | |
|---|---|
| (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。 | 会 計 1名、 会計監事 2名 |
| (2) 会 費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。 | (6) 役員会：必要に応じて開催する。 |
| (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民のための公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。 | (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。 |
| (4) 総 会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。 | (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。 |
| (5) 役 員：会 長 1名、 副 会 長 若干名 | |